

池田市第6次総合計画

基本 構想

第1章 総合計画の概要…………… 8

第2章 池田市を取り巻く情勢…………… 12

第3章 めざすまちの将来像…………… 23

第4章 まちづくりの基本姿勢…………… 32

第5章 将来像達成のための重点施策…………… 36

第6章 まちづくりの課題と方向性…………… 38

第1章 総合計画の概要

第1節 計画の目的

この計画は、本市の中長期的な将来、さらには22世紀をも見据えた発展と豊かな市民生活を築くため、めざすべき将来像を示し、まちづくりの基本目標とその実現のための施策を明らかにすることを目的とします。

第2節 計画の性格と位置付け

総合計画は、本市の将来を展望した総合的かつ計画的な都市経営の根幹をなす計画です。

本市では、昭和45年(1970年)に総合計画を策定して以来、4次にわたり計画を改定しながら、まちづくりを推進してきました。平成10年度(1998年度)には、「2010(ふれあいラブ)池田—フロンティア都市の再生と創造に向けて—」をキャッチフレーズにした第5次総合計画を策定し、平成11年度(1999年度)から実施してきたところですが、平成22年度(2010年度)に目標年次を迎えたことから、新たに第6次総合計画を策定しました。

総合計画は、まちづくりの最上位に位置付けられる計画であり、本市の最高規範である「池田市みんなで作るまちの基本条例※」の基本理念にのっとり、行政だけでなく、市民や地域団体、企業、NPOなどがまちづくりに関わるときに尊重されるべき指針となるものです。

総合計画は、本市の主体的なまちづくりの意思を対外的に表明するものであり、地方自治、地方分権の精神に基づき、国・府などの関係機関との役割分担や広域連携等において、各分野の個別計画の策定や事業の実施を行う際に尊重される計画となります。

なお、計画の実効性が保てない諸情勢が生じた場合は、必要に応じて見直し・改定を行うこととします。

※
池田市みんなで作るまちの基本条例

池田市のまちづくりの最高規範となる条例と位置づけられ、平成18年(2006年)4月1日施行。この条例に基づき、市民、市議会そして行政がまちづくりの基本理念を共有し、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、お互いに協力してまちづくりを進めていくことが求められている。

第3節 計画の構成と計画期間

1 計画の構成

この計画は、基本構想および基本計画からなります。また、基本構想および基本計画の実効性を確保する見地から、別途実施計画を策定するものとします。

本市では、全国初の取り組みとして、平成19年度(2007年度)から地域分権制度*を進めてきました。今後、さらに地域主体のまちづくりを促進していくため、各地域のまちづくりの特徴や方向性も総合計画に盛り込むものとします。

2 基本構想

基本構想は、本市を取り巻く時代の潮流などを踏まえ、平成62年(2050年)を見据えた本市の将来像と、計画期間におけるまちづくりの基本姿勢、方向性等を定めたものであり、総合計画の基調をなすものです。

3 基本計画

基本計画は、基本構想に示されている本市の将来像の実現に向けた施策の内容を具体的に示すものです。

基本計画は、「めざすべき姿」と「現状と課題」、「施策の体系」、「市民等の市政への参画」、「主な部門別計画」からなっています。

「めざすべき姿」は、21世紀の折り返し地点である平成62年(2050年)を見据えた本市の将来像を示したものです。

「現状と課題」は、現状の問題点を整理したものです。

「施策の体系」は、実施すべき「計画」とそれを実現するための「ステップ」からなります。

「市民等の市政への参画」は、めざすべき姿を実現するため、今後、市民参画が期待される取り組みを記載しています。

「主な部門別計画」は、各節に関連する計画と現在の担当課を記載しています。

※**地域分権制度**
平成19年(2007年)に地方分権改革の最終目標である「自分たちのまちは自分たちでつくる」を合言葉に「池田市地域分権の推進に関する条例」を制定し、全国初・池田発の制度として創設。同年には、各小学校区に公募市民による地域コミュニティ推進協議会が発足された。同協議会は、それぞれの地域内における共通の課題の解決や公共の利益の増進を図るために実施する必要がある事業について、一定の枠内で市に対し提案する権利を有し、市はその提案に基づき予算上の措置その他必要な措置を講ずる責務がある。

※
地域計画
後掲する「地域の特徴
とまちづくりの方向性」
は、地域構想・地域実
施計画を各地域にお
いて策定するため、平
成 21 年度(2009 年
度)に、各地域コミュ
ニティ推進協議会が、
その基盤としてつくら
れたもの。

4 実施計画

基本計画で定められた施策を現実の行政運営のなかでどのように実施していくかを明らかにし、毎年度の予算編成における直接の指針とします。実施計画は、社会情勢の変化に対応しつつ、4 年ごとに見直し、策定するものとします。

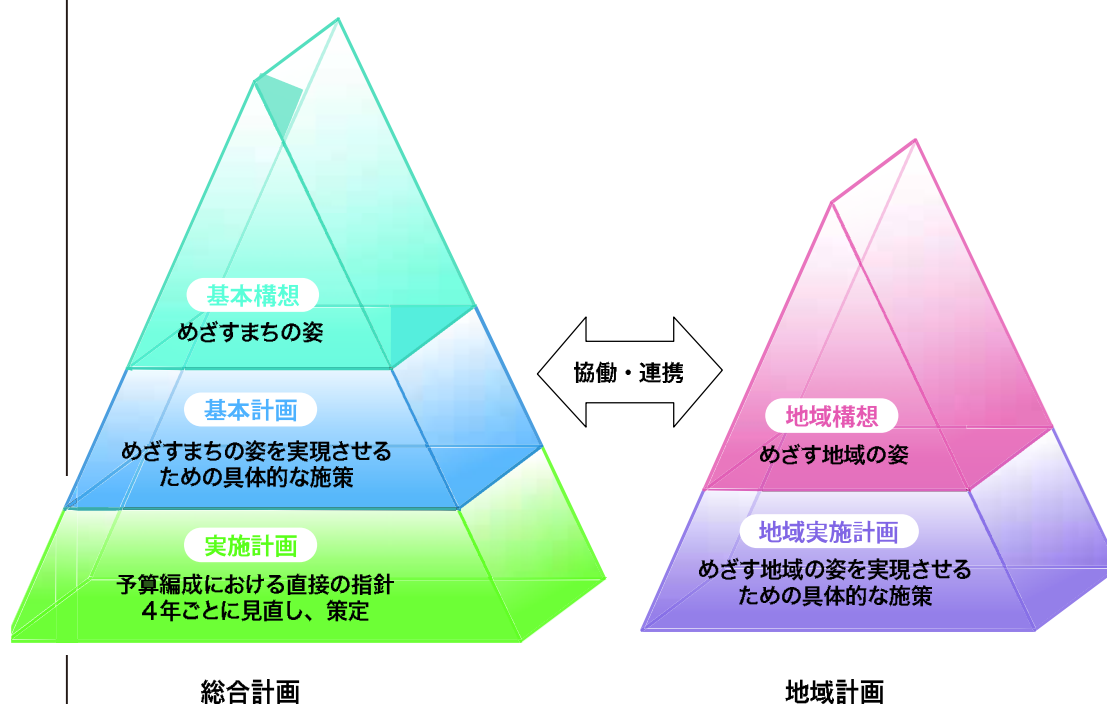
5 地域計画※

地域分権制度による特色あるまちづくりを推進するため、別途地域計画を策定するものとします。

地域構想は、地域分権の主体はあくまで「地域」であり、各地域において地域コミュニティ推進協議会が中心となり、まとめるものです。地域の問題や今後地域のみんなで協力して行っていくことを整理したうえで、地域で重点的に取り組んでいくことや地域で主体的に取り組むことなど、地域づくりのビジョンを示すものです。

地域実施計画は、総合計画でいう基本計画および実施計画に当たり、地域構想に基づき、具体的な施策等に関わり取り組んでいくかについて、中長期的な視点から、それぞれの地域コミュニティ推進協議会により、地域の実情に応じて策定されるものです。

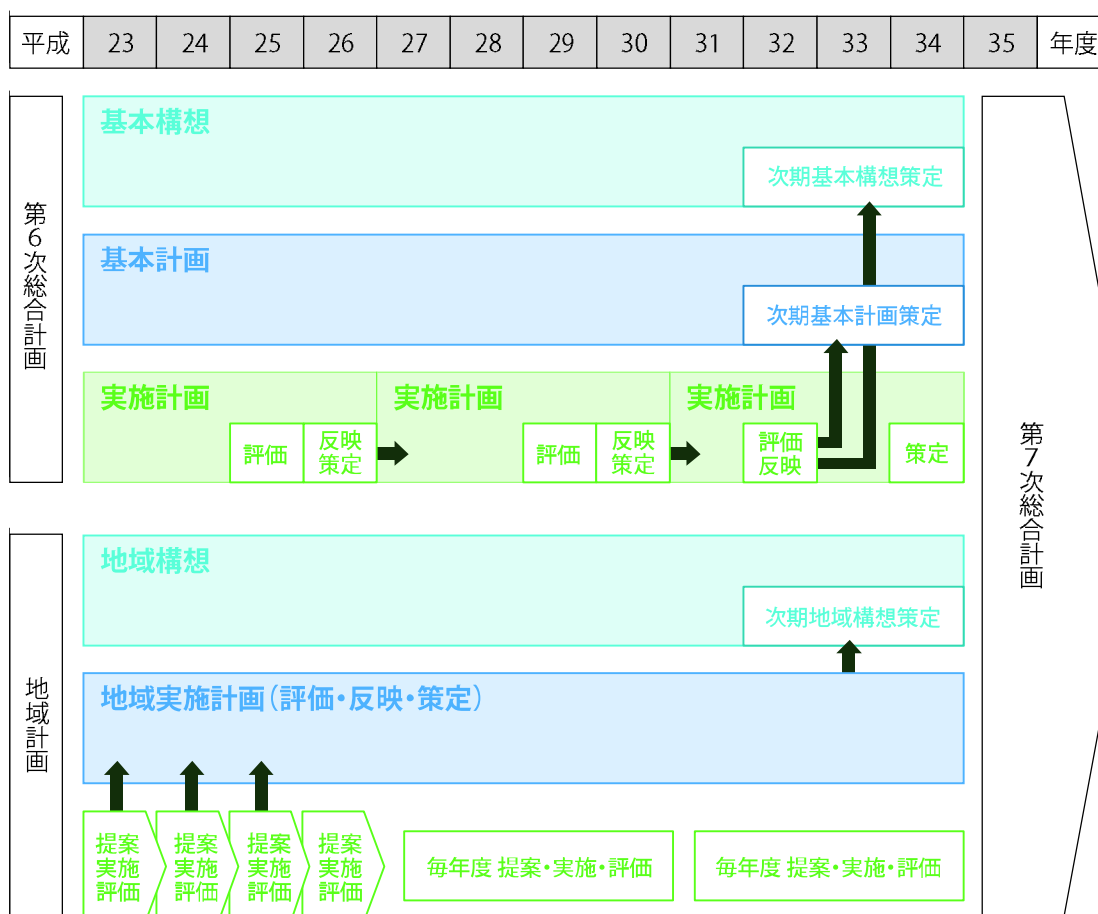
■ 総合計画の構成



6 計画の期間

第6次総合計画では、めざすべき将来を平成62年（2050年）とし、計画期間は、平成23年度（2011年度）から平成34年度（2022年度）までの12年間とします。計画を構成する各構想・計画の期間は以下の図のようになっており、第7次総合計画に向けて着実に実行・評価していくものとします。

総合計画の期間



第2章 池田市を取り巻く情勢

第1節 社会情勢の動向

1 人口減少社会の到来

厚生労働省による平成 17 年（2005 年）人口動態統計の年間推計によると、同年に国内の死亡数は出生数を上回り、約 1 万人の人口減となり、人口減少社会の到来が現実のものとなりました。

平成 22 年（2010 年）2 月現在、我が国の人口は 1 億 2,743 万人と推計されていますが、今後少子化を主因に長期にわたって減少を続け、平成 62 年（2050 年）には約 1 億人にまで減少すると予測されています。また、年少人口が減少する一方で高齢者人口は増加し、平成 27 年（2015 年）には、国民の 4 人に 1 人、平成 62 年（2050 年）には 3 人に 1 人が 65 歳以上になると予測されています。

少子化について、我が国全体の合計特殊出生率※は、現在の人口を維持していくのに必要な 2.08 を大きく下回り、1.37（平成 20 年（2008 年）厚生労働省推計）となっています。低下の理由としては、晩婚化・非（未）婚化の進行、結婚や家庭に関する価値観の多様化、仕事と子育ての両立の難しさ、子どもにかかる養育費・教育費の負担の増加などが挙げられています。

このような少子高齢化による人口構造の変化により、円熟した社会が予想される一方、若年労働力人口が減少し、社会全体の活力が低下するとともに、医療、福祉にかかる費用の負担増等が懸念されています。

今後は、少子高齢化への対応として、高齢者が安心と生きがいを持って暮らすことができるような新しい社会の仕組みづくりや、子どもを持ちたい人が、安心して子どもを産み育てることができるよう社会環境を整備していくが必要になっています。

2 循環型社会の実現に向けた取り組みの進展

新興諸国の経済発展や人口の増大に伴い、食料、エネルギー資源への需要が高まるなかで、地球温暖化、熱帯雨林の減少、酸性雨の発生、オゾン層の破壊など、地球レベルでの環境問題が深刻化しています。

特に大気中の温室効果ガスによる地球温暖化の進展は、地球レベルでの気温・海水面の上昇、洪水や干ばつ、酷暑やハリケーンなどの異常気象を増加・増強させる可能性があります。大局的には、地球温暖化は地球全体の気候や生態系に大きく影響すると予想されることから、平成 17 年（2005 年）2 月に「京都議定書」が発効され、各国に基準年である平成 2 年（1990 年）と比較した削減目標が義務付けられ、その実現に向けた対策が進められています。しかしながら、議定書目標達成に成功した国々もある一方、離脱・失敗した国々もあるなど、新たな義務付けの枠組みと目標を決める動きが活発になっています。我が国が、二酸化炭素の削減計画を国

※
合計特殊出生率
人口統計上の指標で、
一人の女性が一生に
産む子どもの数を示す。

際公約したのもその一例です。

企業においても環境意識の高まりから、2万件を超える組織がISO14001※を認証取得するとともに、環境報告書を作成し、環境問題への取り組み状況を公開する企業も増加しています。さらに企業の社会的責任として、社会、経済活動だけでなく、環境活動についても記載したCSR (Corporate Social Responsibility)※報告書を発行する企業も増えるなど、環境への配慮が企業活動等において不可欠な要素となっています。

一方、市民においても、環境保全活動に取り組むNPO団体数が急増し、地球環境や身近な環境問題に対する意識が高まっています。地域や個人レベルでの環境への取り組みが重要となっているといえます。

今後は、国や自治体、企業レベルだけでなく、個人のライフスタイルも見直し、脱炭素社会、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくることが求められています。

3 高度情報ネットワーク社会の到来

パソコンや携帯電話等の情報通信機器が飛躍的に普及したことにより、日常生活におけるインターネットの利用が急速に拡大し、その利用者は、平成20年(2008年)には9,091万人、人口普及率は75.3%に達しています。

インターネットは仕事や日常生活においてさまざまな面で利便性を向上させますが、行政においても、市民に対する日常の情報提供をはじめ、在宅での医療・福祉、学習活動の支援、災害などの非常時の情報提供など、通信を利用したさまざまなサービスの提供が期待されています。

今後、いつでも、どこでも、誰でもがネットワークに接続でき、情報を自在にやりとりできるユビキタスネットワーク社会の実現に向かいつつあり、さまざまな側面で生活様式が変化していくことが予想されます。

一方、このような急速な情報化の進展は、情報通信基盤の整備水準の違いや情報通信機器に接する機会の程度により、個人や地域の間に情報格差を生むことも懸念されています。

また、最近ではコンピュータウイルスや不正アクセス、詐欺などのサイバー犯罪の脅威が急速に増加しているとともに、企業等の顧客情報の大量流出が問題となるなど、高度情報化社会におけるセキュリティの確保や個人情報の保護が重要な課題となっています。

さらに、子どもたちのパソコンや携帯電話の適正使用についても社会的な課題となっています。

※ ISO14001

国際標準化機構が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格で、企業や各種団体などの活動・製品及びサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するシステムを構築し、継続的に改善していく。

※ CSR (Corporate Social Responsibility)

「企業の社会的責任」と訳され、企業は環境や社会問題などに対して倫理的な責任を果たすべきであるとする考え方。この考え方に基づいて、環境、労働、安全衛生、社会貢献などに関する情報や、事業活動に伴う環境負荷などを幅広く公開するためまとめた報告書をCSR報告書という。

4 安全・安心への意識の高まり

国内外で地震や異常気象等の自然災害による甚大な被害が頻発している中、阪神・淡路大震災を教訓として、市民の防災に対する意識は高まりを見せています。また、東海沖から四国沖にかけての領域を震源とする東南海・南海地震の発生する確率は、今後 30 年以内で 40 ～ 50%と予想されています。このため、行政として効果的な災害対策や確実な危機管理体制の整備に努めるとともに、地域が主体となって防災力の向上に努めていくよう、働きかけていくことが重要です。

また、近年、犯罪の凶悪化や子どもが被害者となる事件が発生するなど、さまざまな社会不安が増大しており、日常生活における安全確保が問題となっています。今後は、学校や地域と連携した見守り体制、防犯体制を充実することが求められています。

さらに、食の安全確保のほか、新型インフルエンザ対策などの新たな感染症に対する対策なども求められています。

5 地方分権の進展

住民に身近な地方自治体（市町村や都道府県）が自らの選択と責任で物事を決定し、地域の特色を生かした地域づくりを進めるため、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に積極的に移譲するよう、475 本の法律改正案からなる地方分権一括法が成立し、平成 12 年（2000 年）4 月から施行されました。その結果、機関委任事務[※]が廃止されるなど、国と地方自治体が上下・主従の関係から対等・協力関係へと変わりました。その後、平成 16 年（2004 年）から平成 18 年（2006 年）にかけて、国から地方自治体への税源移譲を含む税財政制度改革、「三位一体の改革」が行われましたが、まだ十分ではないという認識から、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進する目的で地方分権改革推進法が平成 18 年（2006 年）に時限法として成立しました。さらに、地域のことは地域の住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から、平成 21 年（2009 年）11 月、国では「地域主権戦略会議」を設置し、一層の取り組みを進めています。

こうした地方分権意識の高まりにより、市民に最も身近な基礎自治体としての市町村の役割はますます高まっています。さらに、地方分権を進めた形の「地域主権」は、地域のことは地域で責任を持って決めるという自治を強化することであり、そのためには行政だけでなく、市民、団体、企業等と行政が協働してまちづくりを行うことが必要です。

地方分権時代の自治体には、特色あるまちづくりに取り組むとともに、市民生活の広域化、多様化、高度化に対応したより高度な行政サービスを提供するため、行財政能力の向上や効率的な行政運営、市民に開かれた行政などが求められています。

※ 機関委任事務

本来は国の事務であるが、行政効率や住民の利便を考慮し、法令に基づいて国から委任され、地方自治体に処理を代行させている事務。地方公共団体の公選の首長等を国の下部機関と位置づけるこの制度は、地方自治を阻害するものとして批判が強かったが、平成 11 年（1999 年）地方分権一括法制定により廃止された。

6 住民自治社会への期待

かつて、我が国では地域社会の結びつきが強く、地域の問題は地域で話し合っ解決するといった文化がありましたが、高度経済成長による経済構造の変化等により、地域のつながりが希薄になり、コミュニティの機能も低下しました。その結果、地域のさまざまな問題をすべて行政が担うといった状況が生まれました。

さらに、市民社会が成熟し、行政に対する市民ニーズはますます多様化、高度化していますが、地方自治体が、昨今の厳しい財政状況の中で、すべての市民ニーズに応えることは困難となっています。

このため、公共サービスは行政のみが担うという考え方から、地域社会や個人、企業なども公的サービスを担っていくという考え方に転換するとともに、さらに一歩進めて、身のまわりの問題はまず個人や家庭が解決にあたり、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決し、それもできない問題は行政が解決するという「自助、共助、公助」の考え方に基づくまちづくりが求められています。

さらに、平成10年(1998年)に特定非営利活動促進法(NPO法)が施行され、市民によるさまざまな活動団体が増加し、地域のまちづくりに取り組む団体の活動も活発化しています。

今後は、行政の計画策定から事業実施に至るまでのさまざまな場面で市民の参画を進めるとともに、地域が主体となって計画を立て、取り組みを実施し、地域の問題を解決していくという住民自治の社会を実現することが重要となっています。

第2節 位置・地勢

1 立地

本市は、大阪府の西北部、兵庫県との境に位置し、大阪都心から北へ16kmほどのところにあります。市域は東西に約3.8km、南北に約10.3kmで市域面積は約22.09km²です。

周囲は、北部・東部を箕面市、東南部・南部を豊中市および兵庫県伊丹市、西部を猪名川を隔てて兵庫県川西市の4市と境を接しています。

大阪都心とは阪急電鉄宝塚線や国道176号、阪神高速道路11号池田線などの幹線交通網で結ばれています。

市の南端には大阪国際空港があり、広域的な交通の結節点となっています。

また、数年後には新名神高速道路の供用開始も予定されています。

2 地形

本市の地形は、山地、台地、低地に大きく区分されます。山地はいずれも標高300～400m前後で五月山と伏尾町付近に分布し、北摂山地に属しています。

台地は、猪名川、余野川、箕面川等の河川の堆積作用によって形成された段丘地形であり、五月山南部、余野川および箕面川の両岸に分布する平坦な地形です。

低地は、猪名川、余野川、箕面川沿いの氾濫平野を主体とする低平な地形となっています。

3 気象

本市の気候は瀬戸内式で、近年における気温は年平均が16.5℃、最高・最低はそれぞれ37.4℃、－2.9℃となっています。降水量は、年平均1,309mm程度で、時期的には5月下旬から7月の梅雨にかけてと8月以降の台風期に集中して降る傾向があります。また、風向きは夏季には南西、冬季には北西が多く、平均風速は3m／秒です。

4 沿革

本市は、古い歴史を有し、江戸時代には京都と西国各地とを結ぶ西国街道や大阪と能勢を結ぶ能勢街道などにより交通の要衝として発達しました。江戸時代前期に酒造業が盛んになり、また、物資の集散地として商業が栄え、多彩な文化が開花しました。

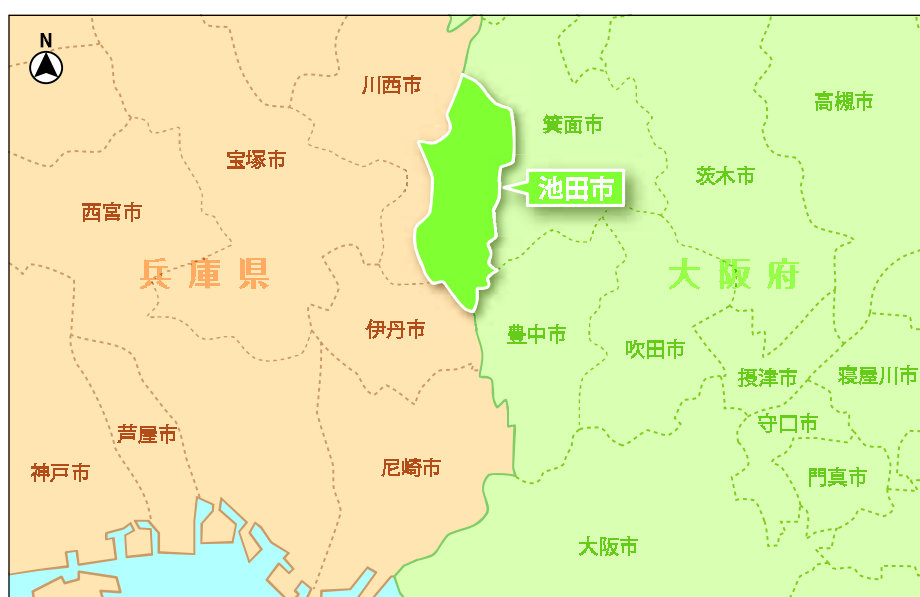
明治時代以降、国や大阪府の出先機関、さらには大阪府池田師範学校（現大阪教育大学）などが設置され、地域における政治、経済、文化の中心地として発達しました。

明治43年（1910年）には、箕面有馬電気軌道（現阪急電鉄）の開通と同時に、池田新市街（後、室町住宅と改称）の分譲が開始され、大阪都市圏の住宅都市として発展し、昭和14年（1939年）4月には、人口約3.5万人となり、府内で6番目に市制を施行しました。

戦後は、都市基盤や教育文化施設の整備に力を注ぎ、昭和30年代前半（1950年代後半）からの住宅団地の建設など、高度経済成長に伴って人口が急増し、昭和50年（1975年）には人口が10万人を超えました。

また、産業面ではダイハツ工業などの進出により、猪名川沿いに内陸工業地区が形成、産業都市としても発展してきました。

昭和50年代後半（1980年代前半）に下水道普及率99%を達成したのをはじめ、福祉や教育・文化の分野、病院、消防ならびに清掃行政など、多くの施設を完備し、直営で先進的な行政を推進してきました。しかし、これが後に財政の硬直化を招き、現在、大規模な見直しを進めています。



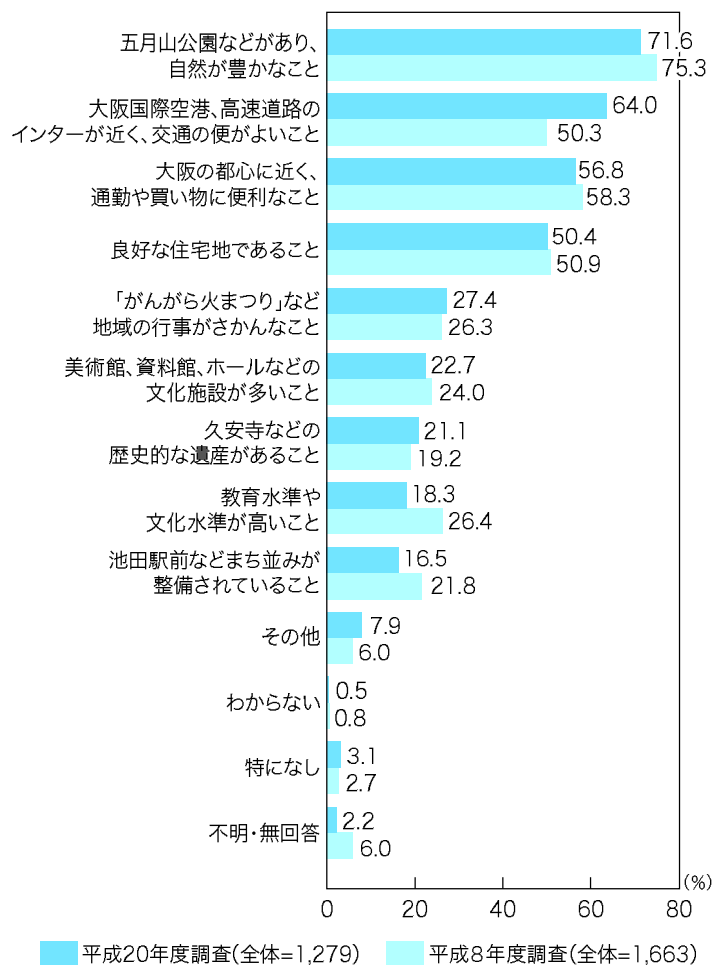
第3節 市民意識の動向

1 池田市の特徴

平成20年(2008年)に実施した市民意識調査*では、本市の特徴として誇れるものについては、「五月山公園などがあり、自然が豊かなこと」が最も多く、次いで「大阪国際空港、高速道路のインターが近く、交通の便がよいこと」「大阪の都心に近く、通勤や買い物に便利なこと」などとなっています。

第5次総合計画策定時の平成8年度(1996年度)調査と比較すると、「大阪国際空港、高速道路のインターが近く、交通の便がよいこと」の割合が増加しています。これは阪神高速道路11号池田線延伸や国道の整備等が影響していると考えられます。

■市の特徴として人に紹介したり誇れるもの



(出所:池田市まちづくりに関する市民意識調査)

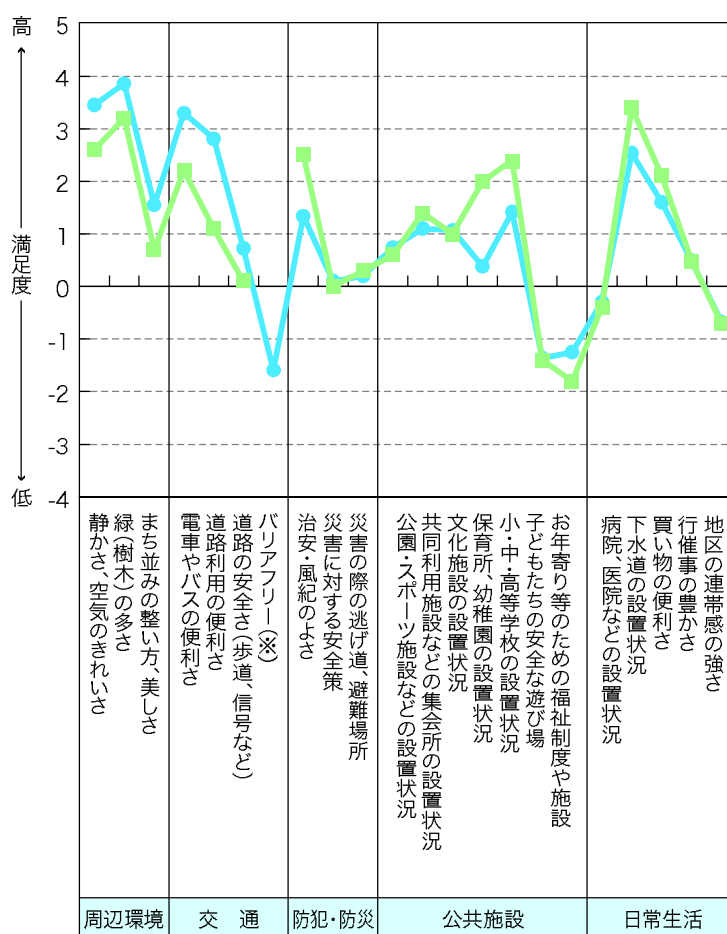
※
市民意識調査
平成20年(2008年)
11月に、市内居住の
満18歳以上の男女
3,000人を住民基本
台帳及び外国人登録
原票から、小学校区別
人口分布を考慮し、無
作為抽出し郵送にて
調査。1,279(42.6%)
の有効回答を得る。

2 生活環境に対する満足度

本市の生活環境に対する満足度を見ると、満足度の高い順に「緑（樹木）の多さ」「静かさ、空気のきれいさ」「電車やバスの便利さ」「道路利用の便利さ」「下水道の設置状況」などが挙がっています。一方、「バリアフリー※」「子どもたちの安全な遊び場」「お年寄り等のための福祉制度や施設」「地区の連帯感の強さ」「病院、医院などの設置状況」などは満足度が低くなっています。

前回調査の結果と比較すると「道路利用の便利さ」「電車やバスの便利さ」「静かさ、空気のきれいさ」「まち並みの整い方、美しさ」などは満足度が上昇しており、反対に「保育所、幼稚園の設置状況」「治安・風紀のよさ」「小・中・高等学校の設置状況」などは低下しています。

■生活環境に対する満足度



※「バリアフリー」は20年度調査から追加

—●— 平成20年度調査(全体=1,279) —■— 平成8年度調査(全体=1,663)

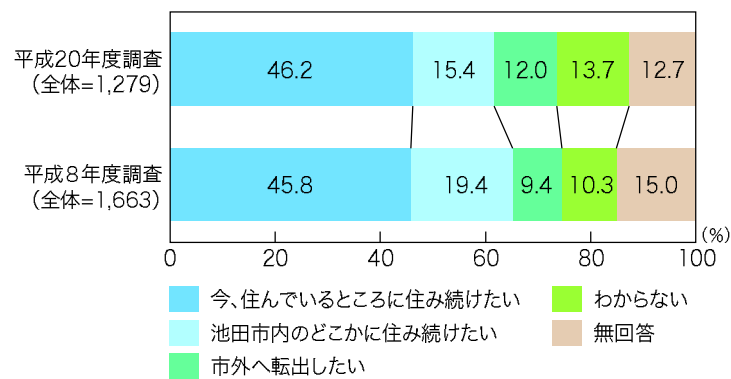
※
バリアフリー
障がい者や高齢者などが社会生活を送るうえで、その支障となる物理的・精神的な障がいや障壁を取り除くこと。

3 市内への定住意向

本市への今後の定住意向については、『市内に住み続けたい』（「今、住んでいるところに住み続けたい」「池田市内のどこかに住み続けたい」の合算値）が61.6%となっています。その理由としては「住み慣れて愛着がある」「交通の便がよい」「自然環境がよい」などが多く挙がっています。

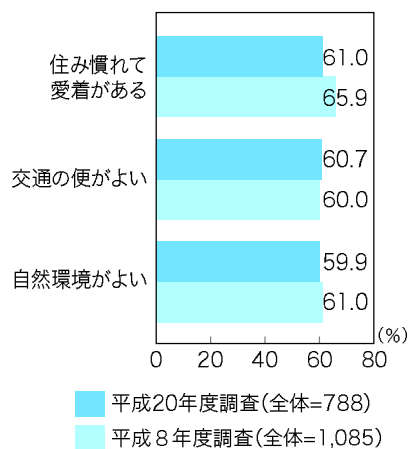
一方、市外への転出を希望する人は12.0%であり、前回調査と比べて2.6ポイント増加しています。転出したい理由としては、「交通の便が悪い」「住宅環境が悪い」「近所づきあいに気をつかう」などが多く挙がっていますが、前回調査と比べると「交通の便が悪い」とした人の割合は低くなっています。

■定住意向

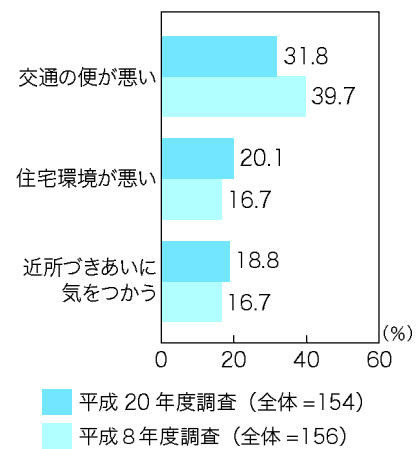


(出所：池田市まちづくりに関する市民意識調査)

■住み続けたい理由（上位3位）



■転出したい理由（上位3位）

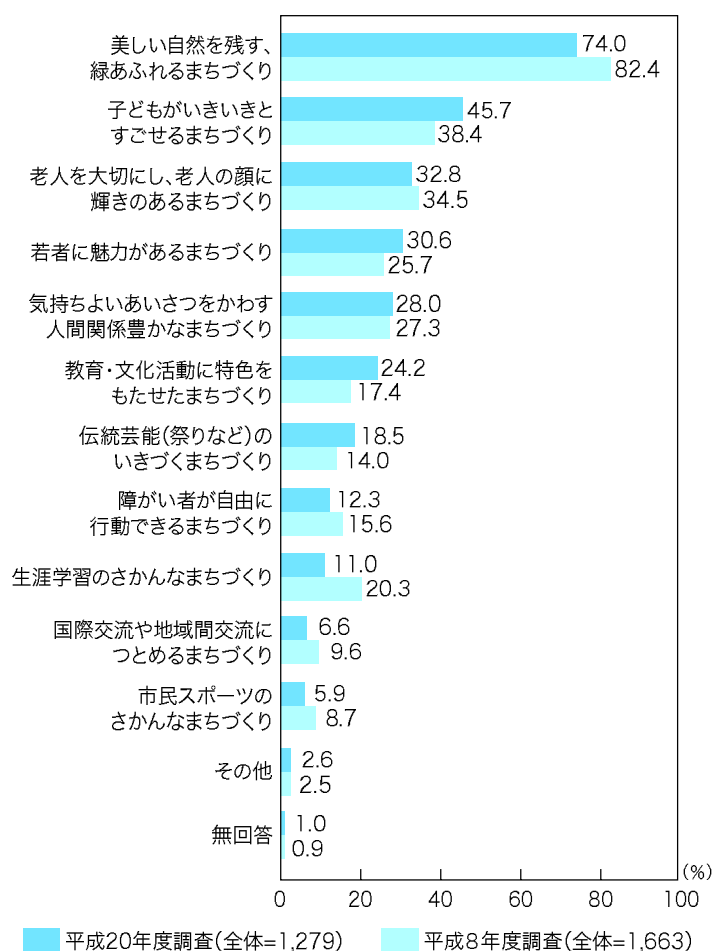


(出所：池田市まちづくりに関する市民意識調査)

4 希望するまちづくりの方向

本市において今後どのようなまちづくりを進めていくのがよいと思うかについては「美しい自然を残す、緑あふれるまちづくり」が最も多く、次いで「子どもがいきいきとすごせるまちづくり」「老人を大切に、老人の顔に輝きのあるまちづくり」などが挙がっています。前回調査と比較すると、「子どもがいきいきとすごせるまちづくり」「教育・文化活動に特色をもたせたまちづくり」「若者に魅力があるまちづくり」などの割合が増えています。

■今後のまちづくりの方向性



(出所:池田市まちづくりに関する市民意識調査)